

議案第38号

鳥取県育英奨学事業特別会計条例の設定について

次のとおり鳥取県育英奨学事業特別会計条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県育英奨学事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、育英奨学事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、育英奨学資金貸付金の元金収入、一般会計からの繰入金、国からの支出金及び附属諸収入をもってその歳入とし、育英奨学資金貸付金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。